

「スマート“ライフ”シティ山口」加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年3月に策定をした「山口市スマートシティ推進ビジョン(山口市官民データ活用推進計画)」のもと、その目指す姿である「誰もがいきいきと豊かに暮らせる持続可能なまち山口～スマート“ライフ”シティ山口～」の実現に向けて、本市の地域課題の解決や市民の豊かな暮らしの実現、地域経済の活性化を図るとともに、本市のスマートシティの取組の加速化につなげるため、スマートシティサービスの実装に向けて取り組む民間事業者等に対して交付する、「スマート“ライフ”シティ山口」加速化事業補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、本市において、スマートシティサービスの実装に向けて取り組む民間事業者(公益法人、NPO等を含む)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象とならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続中の者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (4) 市税を滞納している者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、本市において、スマートシティの取組の加速化が図られ、地域課題の解決や、市民の豊かな暮らしの実現、地域経済の活性化などに資するデジタル技術等を活用した技術実証、サービス開発等であり、以下を満たす取組であることとする。

- (1) 「山口市スマートシティ推進ビジョン(山口市官民データ活用推進計画)」に掲げる本市の目指すまちの姿や取組の方向性等を踏まえた事業であること。
- (2) 本市が構築したデータ連携基盤と将来的にAPI等で接続することを視野に入れたサービス開発に取り組む事業または実証事業であること。
- (3) 国・県・その他公共団体等から同様の助成金・補助金を併用していない事業であること。

2 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表1のとおりとする。

(補助金の額及び補助率)

第4条 補助金の額は、予算の範囲以内とし、1件につき2,000千円を上限とする。

2 補助率は、補助対象経費の1/2以内とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の認定申請)

第5条 補助金の認定を受けようとするときは、「スマート“ライフ”シティ山口」加速化事業認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 収支予算書(別紙2)
- (3) 企画提案書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査会の設置)

第6条 市長は、申請された事業について評価を行うため、「スマート“ライフ”シティ山口」加速化事業補助金交付審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の組織、運営その他の必要な事項は、市長が別に定める。

(補助対象事業の認定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、前条に規定する審査会を開催し、評価結果に基づき、認定する補助対象事業(以下「認定事業」という。)には、「スマート“ライフ”シティ山口」加速化事業認定通知書(様式第2号)(以下「認定通知書」という。)により通知し、却下する補助対象事業には「スマート“ライフ”シティ山口」加速化事業認定却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による事業を認定する場合において、必要と認められる条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第1項の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、認定通知書を受領した後、速やかに「スマート“ライフ”シティ山口」加速化事業補助金交付申請書(様式第4号)(以下「補助金交付申請書」という。)に、山口市税の「滞納の無いことの証明書」を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を確認の上、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の可否を決定したときは、「スマート“ライフ”シティ山口」加速化事業補助金交付決定通知書(様式第5号)又は、「スマート“ライフ”シティ山口」加速化事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により交付申請者に通知する。

(実績報告)

第10条 認定事業者は、認定事業の完了後、速やかに、認定事業の成果を記載した「スマート“ライフ”シティ山口」加速化事業実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(別紙3)
- (2) 契約書、請書、請求書、見積書等、支払先及び金額を証する書類

- (3) 認定事業の経過並びに成果を証する書類及び写真等
- (4) 「スマート“ライフ”シティ山口」加速化事業補助金交付請求書(様式第8号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を確認の上、補助金の額を確定し「スマート“ライフ”シティ山口」加速化事業補助金確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(認定の取り消し)

第12条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 認定及び補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第13条 市長は、必要と認めるときは、次の各号に掲げることについて報告を求め、又は調査することができる。

- (1) 認定事業の実績
- (2) 認定事業の収支、決算
- (3) 認定事業の内容
- (4) その他市長が必要と認めること

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

項目	内容
設備備品費	補助事業の実施に必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費。 ※ 資産性のある物品(取得価格10万円以上)の購入に要する費用は、原則認められない(リース・レンタルによる調達が困難、使用期間を考慮すると購入する方が安価である等の合理的な理由がある場合を除く)。
消耗品費	補助事業の実施に直接必要な物品(取得価格10万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの)の製作又は購入に要する経費。
謝金	補助事業の実施に必要な活動を行うため、協力者等に支払う謝金。
外注費、 保守費、 システム改修費	補助事業の実施に必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費(業務請負費(ソフトウェア外注費含む)、保守費及びシステム改修費)。
通信運搬費	補助事業の実施に直接必要な物品の運搬費やデータ通信費。
交通費	国内の交通費。
賃借費	補助事業に必要な設備や施設等を借り上げる経費。